

大分大学教育学部附属学校園連携統括長規程

平成27年2月12日制定

平成27年教育福祉科学部規程第6号

(趣旨)

第1条 この規定は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第6項に規定する附属学校園連携統括長（以下「連携統括長」という。）に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 連携統括長は、教育学部長の指示の下、教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校園」という。）と大分大学（以下「本学」という。）及び地域等との連携を推進するため、附属学校園を統括し、次の各号に掲げる業務を担当するものとする。

- (1) 附属学校園と本学の教育研究上の連携に関すること。
- (2) 附属学校園と教育委員会、地域との連携に関すること。
- (3) 附属学校園の連携調整に関すること。
- (4) 附属学校園の運営及び改革に関すること。
- (5) 附属学校園の渉外に関すること。
- (6) 附属学校園の重要な各委員会を運営すること。
- (7) その他附属学校園に係る調査・検討に関すること。

(任期)

第3条 連携統括長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 連携統括長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の方法)

第4条 連携統括長の選考方法は、大分大学教育学部役職者選考に関する規程（平成28年教育学部規程第9号）に定めるところによる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、連携統括長に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育福祉科学部規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。